

地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等に関する意見書

近年、輸入冷凍ギョウザへの毒物混入事件、こんにゃくゼリーによる窒息死事故や一連の食品偽装表示事件、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故、英会話教室NOVA事件など、多くの分野での消費者被害が次々と発生ないし顕在化している。また、多重債務、クレジット、投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にある。

消費生活センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる被害救済手段であり、消費者被害相談の多くは全国の消費生活センターに寄せられている。その件数は、平成7年度が約27万件であったものが、平成18年度には約110万件に達し、約4倍に増大している。

しかし、地方自治体の地方消費者行政に係る予算は、ピーク時の平成7年度には全国で200億円であったものが平成19年度は108億円に落ち込むなど大幅に削減されている。そのため、地方消費者行政が疲弊し、十分な相談体制がとれない、あっせん率低下、被害救済委員会が機能していない、被害情報集約による事業者規制権限の行使や被害予防などの制度改善機能・消費者啓発も十分行えないなど、機能不全に陥っている。

このような中、政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」などの政策を検討しているものの、真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠である。政府の消費者行政推進会議の最終取りまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実効あらしめるため地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要であること、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言している。

よって、国においては、消費者主役の消費者行政を実現するため、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言・あっせん等により解決されるよう、消費生活センターの権限を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築するなど、必要な法制度の整備を行うこと。
- 2 地方消費者行政の体制、人員及び予算を抜本的に拡充強化するための財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	麻 生 太 郎 様
総務大臣	鳩 山 邦 夫 様
消費者行政推進担当大臣	野 田 聖 子 様
衆議院議長	河 野 洋 平 様
参議院議長	江 田 五 月 様